

23. 放射性物質モニタリングについて

関東部会提出
説明担当 茅ヶ崎市

国においては、放射性物質の大量放出への対応について、総合モニタリング計画を策定し、現在同計画に基づき海域モニタリングや水環境のモニタリングなどさまざまなモニタリングが行われているところであるが、これらのモニタリング以外での海底土の汚染調査の結果では、河川が流れ込む河口付近から徐々に湾内へと放射性物質が移動している実態が明らかになっている。降下した放射性物質が河川によって運ばれ徐々に移動し海底に集積することで汚染が進めば、食物連鎖の中で魚や海藻に取り込まれる危険性もあり、これらを食することにより人体にも影響を与え、子どもの健康や国民の安全・安心に関して、取り返しのつかない事態が生じかねない。

については、国において、現在実施されている海域のモニタリング及び水環境のモニタリングについて、今後河川を通して放射性物質が流れ込むことが考えられる海域及び河川等についても対象水域に含め、定期的、広域的かつ継続的な放射性物質モニタリングを実施することを強く要望する。